

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1501号)

平成30年6月22日

横 情 審 答 申 第 1501号  
平 成 30年 6 月 22日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年1月11日都再第1412号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「野毛地区街づくり協議について（H28－4）」（平成28年9月21日付 都再第975号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」及び「「野毛地区街づくり協議について（H28－6）」（平成28年10月28日付 都再第1136号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「「野毛地区街づくり協議について（H28－4）」（平成28年9月21日付 都再第975号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」及び「「野毛地区街づくり協議について（H28－6）」（平成28年10月28日付 都再第1136号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「野毛町2－94（A）のとなりと野毛町2－78（B商店（くだものや））のとなりの野毛地区街づくり協議指針の建築物に対する協議議事録（建築主と設計と建築業社）の開示」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「「野毛地区街づくり協議について（H28－4）」（平成28年9月21日付 都再第975号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」（以下「文書1」という。）及び「「野毛地区街づくり協議について（H28－6）」（平成28年10月28日付 都再第1136号）の紙添付文書に含まれる「街づくり協議 協議状況シート」及び「街づくり協議書」」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成28年12月5日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、個人印の印影は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした。また、個人の氏名についても、個人印の印影と同様に特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 本件審査請求文書のうち、各階平面図及び断面図については、完成予定建物の情報が記載されており、当該記載は、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれている。当該情報が公にされた場合、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、文書1のうち各階平面図の一部並びに文書2のうち各階平面図及び断面図は、条例第7条第2項第3号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

また、建築士印の印影（実施機関の弁明書においては、一部「法人代表者印」と記載されているが、誤記と思われる。）については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを偽造することにより、当該建築士の名義による設計図書等を容易に偽造することが可能となり、建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(3) 本件審査請求文書のうち、法人代表者印の印影は、公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。

(4) 本件審査請求文書のほかに開示請求書に基づき、平成28年12月5日都再第1296号では、「街づくり協議 協議状況シート」（以下「協議状況シート」という。）を全部開示しており、協議状況シートのほかに協議結果が記載された文書は存在しない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 協議状況シートの協議経過内容は、街づくり協議要綱の内容より劣ると考えており、他に文書があると思われるので開示してほしい。

(2) 野毛地区街づくり協議指針では、低層部に商業施設の誘致をしているのに、屋外広告物等の設置指導が無く、屋外広告物が路上に設置され、人と車両の通行に問題が出ている。

(3) 建物の壁面に看板を取り付けており、景観に問題があり違反物が多いのに指導がない。

#### 5 審査会の判断

(1) 街づくり協議に係る事務について

ア 横浜市では、横浜市街づくり協議要綱（平成28年6月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、業務、商業等の都市機能の集積を図る地区、適正な土地利用の誘導を図る地区や良好な街並みの誘導を図る地区など、建築物等について街づくりに関する協議が必要と認めた地区を街づくり協議地区に指定し、事業者が当該地区で建築確認申請又は屋外広告物許可申請を行おうとする場合に、当該事業者と街づくり協議を行っている。

イ 要綱第2条第1号では、「「街づくり協議」とは、市民の協力のもとに、行政と市民との間で街づくりに関する相互の情報の提供・収集を行うとともに、第4条の規定により定める街づくり協議指針（以下「街づくり協議指針」という。）に掲げる事項について、市長と事業者が建築計画等に関する協議を行うことをいう。」と規定している。

街づくり協議地区で建築物の建築等をしようとする事業者は、街づくり協議書に必要事項を記載し、関係書類を添えて横浜市に提出する。実施機関は、建築計画、協議の概要、協議状況等を記録する協議状況シートを作成するとともに、協議が終了したときは、街づくり協議書に協議結果を記載してその写しを事業者に返却している。

ウ 要綱第4条では、街づくり協議指針について「街づくり協議地区において、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものを規定した街づくり協議指針を定めるものとする。」と規定しており、同条第5号において、街づくり協議指針に定める内容として、建築物や敷地の共同化、建築物の壁面等の後退と歩道状整備、建築物用途、景観、緑化の促進、屋外広告物の設置等を規定している。

エ 本件審査請求に係る野毛地区は、街づくり協議地区に指定され、「野毛地区街づくり協議指針」が定められており、協議内容として、共同建築の推進、歩行者空間の確保、建物用途及び建物デザインが規定されている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書として、実施機関は、文書1及び文書2を特定の上、条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため、一部を非開示としたとしている。

審査請求人は審査請求書において、協議状況シートの協議経過内容は、街づくり協議要綱の内容より劣っており、他に文書があると思われるので開示してほしいと

のみ主張しており、非開示部分について開示すべき等の記載はないことから、本件審査請求においては、文書の特定についてのみ争いがあるものとして、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 本件審査請求文書の特定について、当審査会で平成30年3月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 街づくり協議にあたっては、事業者から図面を含む街づくり協議書（以下「協議書」という。）を受け、協議状況シートを作成する形で事務を進めている。

協議に必要な文書は要綱で規定されており、本件について、他の資料の提出を求める事情もなく、本件審査請求文書のほかに文書は存在しない。

(イ) 野毛地区街づくり協議指針には、建物デザインの項目は含まれているが、開港以来、庶民的・大衆的な街として市民に親しまれた地区であることから、屋外広告物の設置等の基準を独自に設けておらず、当該指針を根拠として野毛地区の屋外広告物について指導はしていない。

イ 実施機関からの事情聴取内容を踏まえて、当審査会は次のとおり判断する。

審査請求人は、他に文書があると思われるので開示を求めると主張している。当審査会は、街づくり協議に係る事務手続について、要綱及び公表されている手続の流れを確認したところ、要綱では、事業者が協議書を市長に提出し、市長は、街づくり協議が終了したときに事業者に対し、協議結果が記載された協議書の写しを交付するという手続のみが定められており、他の手続は存在しておらず、手続の流れにおいても他の手続は確認できない（現に本件審査請求文書のいずれについても協議書の提出から2週間程度で、結果が記載された協議書の写しが交付されている。）。

このことから、実施機関が図面を含む協議書以外の資料の提出を求めることは考えられない。したがって、本件審査請求文書のみを特定したとの実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、野毛地区街づくり協議指針についても確認したが、当該指針の協議内容に屋外広告物の規定は含まれていない。野毛地区の協議内容に含まれていないことから、野毛地区街づくり協議に係る文書に審査請求人が求める屋外広告物に係る内容は含まれていないとの実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年1月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年1月19日 (第206回第三部会) 平成29年1月24日 (第299回第一部会) 平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・諮問の報告
平成30年2月23日 (第331回第二部会)	・審議
平成30年3月9日 (第332回第二部会)	・審議
平成30年3月26日 (第333回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年4月13日 (第334回第二部会)	・審議
平成30年4月27日 (第335回第二部会)	・審議
平成30年5月14日 (第336回第二部会)	・審議